

農地の賃借料情報について（R3～R7）

農業委員会では、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、各地域ごとの賃借料情報を提供しています。

各年（1～12月）に締結された賃貸借契約による賃借料水準（10アールあたり）は、次のとおりですので、賃貸借契約を締結する際の参考としてください。

なお、「前年の平均額の2倍以上」の賃貸借契約を締結しようとする場合、周辺の賃借料水準が大きく引き上げられることとなりますことから、農業委員会は指導・助言を行うこととなります。

1 普通畑

（単位：円）

	平均額			最高額			最低額		
	幕別 低台	幕別 高台	忠類 地区	幕別 低台	幕別 高台	忠類 地区	幕別 低台	幕別 高台	忠類 地区
R 3	10,000	7,500	3,400	16,000	11,000	5,500	3,300	2,700	2,300
R 4	10,000	7,800	4,000	15,000	13,100	5,000	5,300	3,000	2,800
R 5	9,200	7,400	3,200	13,000	12,500	5,100	3,000	5,000	2,500
R 6	9,700	8,300	3,000	14,000	13,000	4,500	5,000	3,000	1,000
R 7	9,400	7,700	3,500	14,000	13,000	5,000	5,700	3,000	2,500

2 牧草畑

（単位：円）

	平均額			最高額			最低額		
	幕別 低台	幕別 高台	忠類 地区	幕別 低台	幕別 高台	忠類 地区	幕別 低台	幕別 高台	忠類 地区
R 3	5,100	4,600	3,000	7,700	6,800	3,500	4,000	3,000	2,500
R 4	5,100	4,600	2,900	7,700	6,800	3,700	4,000	3,000	2,000
R 5	5,100	4,600	2,900	7,700	6,800	3,700	4,000	3,000	2,000
R 6	5,100	4,500	2,900	7,700	6,800	3,700	4,000	3,700	2,000
R 7	5,100	3,800	2,900	7,700	6,000	3,700	4,000	2,000	2,000

※幕別低台：新川・明野・軍岡・猿別・千住・依田・途別の一部、幕別・札内市街地及び相川

※幕別高台：幕別低台及び忠類地区を除いた地区

※牧草畑について、移動件数が一定以下の場合、前年賃借料を据置き



農耕トラクタ等の小型特殊自動車の登録・廃車手続きは、幕別町（税務課）で行いますが、その基準日は、4月1日です。したがって、4月1日時点で登録がある方には、6月1日時点で軽自動車廃車されていたとしても軽自動車税が課税されます。（4月1日に廃車手続きが完了した場合は、課税されません。）トラクタ等を廃車した際は、速やかに手続きをしましょう。